

平成 26 年第 3 回更別村議会定例会会議録(2 日目)

平成 26 年 9 月 11 日

- 1 出席及び欠席の議員は別表 1 のとおりである。
- 2 会議事件は別表 2 のとおりである。
- 3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
- 4 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 末田 晃啓 書記 酒井智寛
 書記 南雲美幸

		議 事
議 長		ただいまの出席議員は、7名であります。 定足数に達しております。 これよりただちに本日の会議を開きます。(10時00分) 本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。
議 長		日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長において、1番高木さん、2番高橋さんを指名いたします。 それでは、会議をはじめます。
議 長		日程第2 認定第1号、平成25年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、日程第7 認定第6号、平成25年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件を一括議題といたします。 昨日に引き続き、審議を続けます。 一般会計歳入決算について、歳出と同じように進めます。 7ページ、款1村税に入ります。 補足説明を求めます。
総務課長	吉本総務課長	補足説明をさせていただきます。決算書7, 8ページになります。 合わせまして平成25年度各会計決算資料3ページをご参照願います。 款1村税、項1村民税、予算現額 239,431 千円、調定額 244,421,128 円に対し、収入済額 240,793,271 円、不納欠損額 135,149 円、収入未済額 3,492,708 円、収納率は98.57%となっております。目1個人、節1現年課税分の収納率は99.64%でございます。収入未済額は15件816,684 円となっております。節2滞納繰越分の収納率は18.48%となっております。不納欠損額 135,149 円につきましては、5名の納税者の合計額となっております。このうち1名につきましては、平成23年2月に死亡しており、財産調査をおこないましたが、資産がなかったため、地方税法第15条の7第1項により滞納処分の執行を停止し、3年間継続したため、同条第4項の規定により、納税義務が消滅したものでございます。他の4

名につきましては外国人で、東京入国管理局へ確認したところ、ブラジルに出国しており、国内での資産が確認できなかったため、地方税法第 15 条の 7 第 1 項により、滞納処分の執行を停止し、3 年間継続したため、同条第 4 項及び地方税の徴収権を 5 年間行使できなかったことによる、同法第 18 条第 1 項第 1 号の規定により、納税義務が消滅したものでございます。なお、滞納者に対しましては催告、納税指導等を行い、その収納に努めているところでございます。

目 2 法人、節 1 現年課税分は 64 法人の申告納付分で、収納率は 100% となっております。

節 2 滞納繰越分の収入未済額 307,900 円は、一法人となっております。当該法人の代表は、個人住民税においても未納金がございます。年金収入から徴収金を個人住民税にあてていますことから、今年度の収入はありませんでした。

項 2 固定資産税、予算現額 238,570 千円、調定額 243,879,490 円に対し、収入済額 238,793,100 円、収入未済額 5,086,390 円で、収納率は 97.91% となっております。

目 1 固定資産税、節 1 現年課税分の収入未済額は 12 件、576,400 円で、収納率は 99.7% となっております。節 2 滞納繰越分の収入未済額 50 件で、4,509,990 円、収納率は 3.62% となっております。なお滞納者に対しましては、催告、納税指導を行い、その収納に努めているところでございます。

目 2 固定資産等所在市町村交付金及び納付金は、村内に有する国及び道の保有資産に係る固定資産税相当分が、交付金として収納されます。国有林 573 ヘクタールと更別農業高等学校の資産分となっております。

項 3 軽自動車税、予算現額 7,978 千円、調定額 83,805 千円に対し、収入済額 8,280,200 円、収納欠損額は 14,400 円、収入未済額 85,900 円、収納率は 98.97% となっております。節 1 現年課税分では 6 件、34,300 円、節 2 滞納繰越分では 4 件、51,600 円が収入未済額となっております。不納欠損額 14,400 円につきましては、外国人 1 名で東京入国管理局へ確認したところ、ブラジルに出国しており、管内での資産が確認できなかったため、地方税の徴収権を 5 年間行使できなかったことによる、同法第 18 条第 1 項の規定により、納税義務が消滅したものでございます。なお、滞納者に対して、催告、納税指導を行い、その収納に努めているところでございます。

項 4 たばこ税、予算現額 22,532 千円、調定額、収入済額、同額の 22,042,063 円となっております。

款 1 村税の収入済額は、平成 24 年度比較で 16,953,962 円、3.4% の増となっております。

以上で村税の補足説明を終わります。

説明が終わりました。

	質疑の発言を許します。 ありませんか。 6 番 堂場さん
6 番堂場議員	この不納欠損、この辺にちょっとお聞きしたいんですが、もし答えられるものであれば、ちょっと教えて欲しいんですけど、先ほどの不納欠損で 135,149 円、これ 5 年分、その説明よくわかりましたけど、外国人の他 1 名死亡により、という説明でした。この死亡した人の滞納は何年位あったのか、ちょっと、それともし金額も説明できるのであれば、教えて欲しいんですけど。
議 長 住民生活課長	荻原住民生活課長 死亡した者の不納欠損額ということでございます。この者の不納欠損額につきましては、35,300 円でございます。
議 長 住民生活課長 議 長	荻原住民生活課長 平成 19 年から平成 20 年の不納欠損額ということになっております。 他にありませんか。
6 番堂場議員	6 番堂場さん 努力しているのはよくわかるんですが、この税金のね、未収、未済額、これ毎年何百万もあるんですよ。きちっと税金を納めてる人から見ると、やっぱりかなりまあ、一般的に我々村民には、おまえら何をやってんだと。一生懸命、村ではやってるよ、と言ってもきちっと納めてる人にしたら、やっぱり何か不思議に思うんです。これは義務ですから、税金。一生懸命やってるのはわかるんですが、最後には今言うように、外国人いなく、逃げて行ってしまった、ちゅうか言葉悪いけど、とれなくて、それもわかるんですが、であればね、何か方法を考えているのかと。外国人が勤めてる間、やっぱり滞納するってことは、居て納めないということですから、その間は特別な扱いをして、収めてもらうとかね。やっぱりその辺の努力が必要でないかなと。そして最終的に、いや外国へ帰っちゃったから終わりだよ、不納欠損で毎年やっぱり何十万も落ちてるんです、税金が。この辺もやっぱりちょっと住民にしたら、何か理屈が合わないような気もするんで、その辺やっぱり努力して、努力してるのはよくわかるんですが、さらに、その辺のやっぱり策を練って、努力していただきたいと、こう思うんですが。
議 長 住民生活課長	荻原住民生活課長 はい、税の徴収につきましては、課長以下で担当職員 6 名が税収納対策会議を開くなどいたしまして、総力を上げて取り組んでございます。村税が納期限までに完納されない場合につきましては、当然督促状により、督促を行います。督促をしても収められない場合につきましては、電話や臨戸により払えない理由を聞き取るなどして、納税誓約書を提出していただきますが、これも守らない場合につきましては、財産調査をして、差し押さえを行っております。また、徴収に至るまで、専門の知識を必要とする

		案件につきましては、十勝市町村滞納整理機構に徴収委託を行っております。私共は、国税徴収法に基づく滞納処分を行っておりますが、地方税の徴収権を行使できない場合や、滞納処分の執行停止がなされた場合、どうしても一定期間を過ぎますと、地方税法に基づき、納税義務を消滅しなければならない事案が出てまいります。税担当の職員につきましては、議員ご質問の通り、不納欠損が起こらないよう、常に滞納者の情報収集に務め、健全な納税者に不公平感を与えないよう、日々努力しているところでございます。当然外国人につきましても、村外に転出した後も、転出先の住所を確認しながら、ただ今説明した内容のことを随時しております。今後も滞納が、滞納処分が出ませんように、職員一同一丸となって努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
議	長	他にありませんか。
		(ありませの声あり)
議	長	款 1 村税を終わります。
		7 ページ、款 2 地方譲与税から 9 ページ、款 8 地方特例交付金までの質疑に入ります。
		補足説明を求めます。
		吉本総務課長
総務課長		補足説明させていただきます。
		款 2 地方譲与税、項 1 地方揮発油譲与税、予算現額 42,188 千円、調定額、収入済額、同額の 43,558 千円となっております。地方揮発油税法に基づき、その収入相当額の 100 分の 42 を市町村の道路延長、道路面積で按分して交付されるものでございます。項 2 自動車重量譲与税、予算現額 99,638 千円、調定額、収入済額、同額の 99,014 千円となっております。自動車重量譲与税法第 1 条の税収入額の 3 分の 1 相当額を、市町村の道路延長、道路面積で按分して交付されるものでございます。前年度比較で、6,455 千円の減となっております。車検時等に納入する自動車重量税が原資となっておりますけども、エコカー普及による減税の影響もひとつの要因と思われます。9 ページ、10 ページをお開き下さい。
		款 3 利子割交付金、項 1 利子割交付金、予算現額 1,326 千円、調定額、収入済額、同額の 1,391 千円となっています。この財源は預貯金に対する利子税 20%のうち 5%相当額から都道府県間の調整を行い、5 分の 3 に相当する額を都道府県内の市町村に交付されるものでございます。
		款 4 利子割交付金、項 1 利子割交付金、予算現額 532 千円、調定額、収入済額、同額の 1,213 千円となっております。平成 16 年度から地方税法の改正により、地方財政対策として、一定の上場株式等配当に対し、5%が道民税として納付され、5 分の 3 相当額が市町村に配当割として交付されるものでございます。前年度比較 638 千円と約 2 倍となっております。
		款 5 株式等譲渡所得割交付金、項 1 株式等譲渡所得割交付金、予算現額 98 千円、調定額、収入済額、同額の 1,656 千円となっております。この

交付金につきましては、平成 16 年度から地方税法の改正により、株式等の譲渡益に対し、5%の道民税として納付され、5 分の 3 相当額が市町村に交付をされるものでございます。前年度比較で 1,494 千円の増となりました。景気や企業経営の業績回復への期待感など、株価上昇と相まって投資家による積極的な取引が大きな要因と思われます。

款 6 地方消費税交付金、項 1 地方消費税交付金、予算現額 29,394 千円、調定額、収入済額、同額の 30,374 千円となっております。消費税 5%のうち、地方消費税分 1%相当額の内、2 分の 1 が都道府県に、残り 2 分の 1 が市町村の人口、事業所等の従業員数により按分して交付されるものでございます。

款 7 自動車取得税交付金、項 1 自動車取得税交付金、予算現額 32,936 千円、調定額、収入済額、同額の 36,328 千円となっております。自動車取得税相当額に、政令で定める率を乗じて得た額の 10 分の 7 を市区町村に、10 分の 3 を政令都市に、それぞれ道路延長及び道路面積により按分して交付されるものでございます。前年度比較で 4,370 千円の増となっております。今年 4 月の消費税の増税を控えて、買い替えの影響があるかと思われます。

款 8 地方特例交付金、項 1 地方特例交付金、予算現額 1,076 千円、調定額、収入済額、同額でございます。恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、個人住民税における住宅借入金等特別税控除に伴う減収補てん策等として交付されるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

4 番松橋さん

4 番松橋議員

ちょっと確認をしたいんですけども、今年消費税 8%になりましたね。来年度予算で今の説明ですと、増えることになるんですか。

8%の分で、5 から 3 になった分は、どういう考え方でいるんですか。国としてはそれは老人福祉というか、年金の方へ使いたいっていうような説明があるんですけども、それはどういうことになってくるんですか。

議 長
総務課長

吉本総務課長

款 6 の地方消費税交付金のことでよろしいでしょうか。

平成 26 年度予算もですね、幾分上がるように強気の予算は組んでますんで、3%、えーと、3 月までは地方消費税分 1%が 1.7%になってございすんで、0.5%程度の増を見込んで、26 年度は予算措置しました。その分は、地方の収入となると見込んでおります。以上です。

議 長
4 番松橋議員

4 番松橋さん

まあそれはわかるんですけども、その上がった分は、若干でしょうけども、老人福祉とか、お年寄りの方へ使うっていう予算組は特別してないっていうことでしょ。

議長
総務課長

吉本総務課長

国の方はですね、8%のうち 1.7%を差し引いた分が、国の消費税ですので、その財源を社会保障等に当てていうふうに、私は理解しています。以上でございます。

議長
4 番松橋議員

4 番松橋さん

理解してるのはわかるんだけど、村の予算の中では、お年寄りとかそっちの方にいってるなり、増えた分を厚くしてないっていうことでしょ。そういう特別な配慮はしてない、ということでしょ。

議長
総務課長

吉本総務課長

すみません。ちょっと説明足らずで。これらにつきましては、一般財源ですんで、どの事業の財源に当てたっていうのは、明確な答えは出てこない、一部の普通交付税なんかと同じでございまして、一般財源なものですから、この地方消費税交付金の財源を何の事業にあてたかってのは、明確に出てこない、一般財源の中に入っちゃてるんです。以上でございます。

議長
4 番松橋議員

4 番松橋さん

いやわかるんですよ。ですから国はこの消費税を、来年また 10 にするとか言ってますけども、上げてはそれは、心配が増えてきたし、年金会計がひどいですから、そちらに当てますよ、と言ってるけども、一般交付金ときたら、それがたとえばお年寄りに当たったり、そっちの介護に当たるという保障はないということでしょ。国はそういうことで消費税を上げるという説明で上げていってますけども、現実にはそういうことでしょ。聞くのもちょっと失礼ですけども。

いや、いいですよ。一般財源だからそのまんまですよと、そういう理解でいいんですよ。

はい、暫時休憩いたします。

(10 時 20 分)

議長

休憩前に引続き、会議を開きます。

(10 時 24 分)

村長

岡出村長

税に関しましてはですね、村民はもとよりですね、国民の大きな関心事でありますので、私共と、行政といたしましてもですね、消費税がどのような形で使われてるか、明確にしていくように国の方に要望してまいりたいと思いますし、また私共も村民に対してこのような形で使われているということを説明申し上げていかなければならないと思っているところであります。

議長

他にありませんか。

(ありませんの声あり)

議長

はい、それでは款 2 地方贈与税から 9 ページ、款 8 地方特例交付金までを終わらせていただきます。

議長

9 ページ、款 9 地方交付税及び 11 ページ款 10 交通安全対策特別交付金の質疑に入ります。

補足説明を求めます。

総務課長

吉本総務課長

補足説明させていただきます。

款 9 地方交付税、項 1 地方交付税、予算現額 2,350,021 千円、調定額、収入済額、同額の 2,376,576 千円となっております。11、12 ページをお開き下さい。普通交付税につきましては前年度比較で 26,903 千円、1.22% の増となっております。主な要因としまして、公債費を除く個別算定経費で、3,291 千円の減、公債費で 48,021 千円の増、人口や面積による包括算定経費等で 19,240 千円の減、基準財政需要額は 25,490 千円の増となっております。この基準財政需要額から差し引かれます村税、交付金や譲与税など、基準財政収入額は 4,345 千円の減、その他調整で 2,932 千円の減となっております。特別交付税につきましては、国全体の諸条件が加味されることから、特別な積算条件により算定されます。前年度比較で 1,259 千円、0.85% の減となりました。

款 10 交通安全対策特別交付金、項 1 交通安全対策特別交付金、予算現額 954 千円、調定額、収入済額、同額の 986 千円となっております。交通違反の反則金による収入額から、郵便取扱手数料等の経費を控除し、その 3 分の 1 が市町村の過去 2 年間の交通事故発生件数の平均値及び人口集中地区人口並びに改良済道路の延長という 3 つの指標により、一定の割合で配分されるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

款 9 地方交付税及び款 10 交通安全対策特別交付金の質疑を終了いたします。

議 長

次、11 ページ、款 11 分担金及び負担金から、13 ページ、款 12 使用料及び手数料までの質疑に入ります。

補足説明を求めます。

吉本総務課長

総務課長

補足説明させていただきます。

款 11 分担金及び負担金、項 1 分担金、前年度からの繰越分を含め、予算現額 481,360 千円、調定額 52,094,510 円、収入済額 49,184,510 円、収入未済額 2,910 千円となっております。事業に係る受益者からの応分負担金として収納されるものでございます。収入未済額 2,190 千円は、平成 26 年度への繰越事業分でございます。内訳は、道営畑総担い手支援型事業の更別更南地区分担金で 585 千円、更別勢雄地区分担金で 2,325 千円となっております。項 2 負担金、予算現額 32,181 千円、調定額 31,997,971 円、収入済額 31,931,571 円、収入未済額 66,400 円となっております。

目 1 民生費負担金の節 2 児童福祉費負担金で、収入未済額 66,400 円は、

備考欄の保育所入所者費用徴収金で、66,400 円となっており、引続き収納に努めているところでございます。

目 2 農林水産業費負担金、節 1 営農用水事業負担金で、営農用水給水工事負担金は新規の水道設置に伴うものでございます。共同施設維持管理負担金は、忠類地区と駒畠地区の負担金となっております。

目 3 教育費負担金、備考欄、指導主事共同設置負担金は、中札内村と共同で指導主事を配置した事業でございます。経費の半分をこの科目で収納しております。目 4 土木費負担金、備考欄道路施設移設工事負担金は、国道拡幅工事に伴う街路灯移設工事に係る負担金となっております。これは開発分でございます。13, 14 ページをお開き下さい。

款 12 使用料及び手数料、項 1 使用料、予算現額 184,314 千円、調定額 190,043,075 円、収入済額 184,976,115 円、収入未済額 5,066,960 円となっております。

目 1 総務使用料は、節 2 各種施設使用料、各公共施設の使用料でございます。前年度比較で 224 千円程減となっております。前年度比較で大きく増減した施設は、更別憩の家が 580 千円の増、老人保健福祉センターで 908 千円の減が主なものでございます。15, 16 ページをお開き下さい。

目 2 民生使用料、節 1 社会福祉使用料につきましては、福祉の里総合センター内における事業及び施設利用者への食事の提供と生活支援ハウス居室使用者からの収入となっております。なお、生活支援ハウス居室使用料は、前年度比較で 946 千円の減となっておりますが、入所者の移動により利用者負担基準となります収入階層区分の変更が主な要因となっております。

目 4 農林水産使用料、節 1 営農用水使用料で 424,800 円が収入未済額となっております。内容は、現年度分 2 件、226,600 円、過年度分 2 件、198,200 円で収納率は 99.2%となっております。また、収入未済額のうち、8 月 20 日現在では 109,500 円を収納し、残り 315,300 円が収入未済額となっております。引き続き収納に努めているところでございます。なお、使用料は前年度比較で 1,072,160 円の減、有収水量で 6,429 トン減となっております。

目 5 土木使用料、節 1 土木管理使用料で、備考欄、道路占用使用料は北電と N T T の電柱が主なものでございます。節 2 住宅使用料の収入未済額は 4,642,160 円となっております。内容につきましては、現年度分 24 件、2,414,010 円、過年度分 18 件、2,228,150 円でございます。収納率は 93.7%となっております。8 月 20 日現在で、817,670 円が収納され、3,824,490 円が収入未済額となっております。引き続き収納に努めているところでございます。

目 6 教育使用料、節 1 幼稚園使用料は、前年度比較で 653,500 円の減となっております。園児数の減によるものでございます。項 2 手数料、予算現額 7,992 千円、調定額、収入済額、同額の 8,877,750 円となっております。

	ます。ここでは各種行政事務で条例、規則等で定める収納となっており ます。目 2 衛生使用料、節 2 一般廃棄物処理手数料 6,734,900 円はゴミ袋 の売渡額でございます。 以上で補足説明を終わります。 説明が終わりました。 質疑の発言を許します。 6 番 堂場さん ちょっとわかんないんで教えて欲しいんですが、14 ページの雪捨て場使 用料 1 万円ちょっとあるんですが、これはちょっとこのどういうことなの か、ちょっと説明して欲しいんですけど。雪捨て場で、村で貸してるという ことなのかな。
議 長	佐藤建設水道課長
6 番堂場議員	この件につきましては、雪捨て場の南 4 線と 5 線の間にある雪捨て場の土地、 夏の間は一応使用はしてません、雪が降ってませんので。で、その中で一 応村有地ということで、今回は N T T さんが電柱を建替えしたいというこ とで、電柱のちょっと置き場所を貸していただけないか、ということで、 その使用料としていただいているものでございます。
議 長	他にありませんか。
	(ありませんの声あり)
議 長	それでは款 11 分担金及び負担金から、款 12 使用料及び手数料の質疑を 終わります。
議 長	17 ページ、款 13 国庫支出金から 19 ページ款 14 道支出金までの質疑に 入ります。
	補足説明を求めます。
議 長	吉本総務課長
総務課長	補足説明させていただきます。
	款 13 国庫支出金、項 1 国庫負担金、予算現額 91,897 千円、調定額、収 入済額、同額の 91,997,485 円となっております。目 1 民生費国庫負担金 で、節 1 児童福祉費負担金の備考欄、児童手当負担金 34,235,666 円は、 子ども手当から児童手当に制度改正されたこと及び支給対象児童数減に より、前年度比較で 1,421 千円ほど減となっております。児童保護費負担 金 23,064,715 円は民設民営保育所入所者に係る国負担分でございます。 節 3 障害者福祉費負担金の備考欄、障害者介護給付費等負担金 33,138,664 円は、障害者が施設入所等のサービスに係る費用の国負担分 でございます。前年度比較で 2,845 千円ほど増となっております。就労継 続支援給付費の増が主な要因でございます。 項 2 国庫補助金、前年度からの繰越分を含め、予算現額 180,211 千円、 調定額、収入済額同額の 178,401,125 円となっております。 目 1 総務費国庫補助金では、節 1 総務費補助金、備考欄の地域の元気臨 時交付金 65,574 千円は、日本経済再生に向けた緊急経済対策として、国

におきまして平成 24 年度補正予算措置により、地域経済活性化、雇用創出臨時交付金として交付されたものでございます。歳出では、款 3 民生費の福祉の里総合センター費と、老人保健福祉センター費に 24,887 千円、款 6 農林水産業費のプラムカントリー費に 2,318 千円、款 8 土木費の道路新設改良費、住宅費に 32,091 千円、款 10 教育費の体育施設費に 6,278 千円を、それぞれ財源充当してございます。

目 2 民生費国庫補助金では、前年度に収入がありました障害程度区分認定等事業補助金 15 千円と、グループホーム移転改築にかかる補助金で介護基盤緊急整備特別対策事業補助金 36,801 千円は、本年度はありませんので、減となるものでございます。また前年度までこの科目での収入でありました次世代育成支援対策交付金は、子育て支援対策事業に名称変更し、道補助金での収入となっております。

目 4 農林水産業費国庫補助金は、農業体質強化事業交付金 16,500 千円予算計上しておりましたが、事業廃止により全額を減額しております。なお、前年度は 12,000 千円の収入がございました。

目 5 土木費国庫補助金、節 1 道路橋りょう費補助金、備考欄、社会資本整備総合交付金 5,494,125 円は橋りょう修繕計画策定に対する交付金でございます。

節 2 住宅費補助金、備考欄、社会資本整備総合交付金 61,953 千円は、若葉団地公営住宅建替え、花園、曙、上更別、中央団地、長寿命化改修に係る補助金でございます。繰越分 41,904 千円は、若葉団地公営住宅建替えにかかる補助金でございます。

目 6 教育費国庫補助金では、19, 20 ページをお開き下さい。

節 2 中学校補助金、備考欄、へき地児童生徒援助費補助金は、スクールバス更新に伴う定額補助金でございます。

項 3 委託金、予算現額 1,555 千円、調停額、収入済額、同額の 1,697,324 円となっています。

目 1 総務管理費委託金、備考欄の自衛官募集事務委託金 13 千円は、前年度まで道支出金の委託金で収納しておりましたが、国の直轄委託事務なので、国庫支出金で受けるべきとの防衛省の指導によるものでございます。

目 2 民生費委託金、節 1 社会福祉費委託金、備考欄の国民年金事務委託金で 330 千円ほど減となっております。

款 4 道支出金、項 1 道負担金、予算現額 48,294 千円、調定額、収入済額、同額の 47,176,529 円となっております。

目 1 民生費道負担金、節 2 児童福祉費負担金で備考欄の児童手当負担金は、国庫負担金同様、子ども手当から児童手当に制度改正されたこと、及び支給対象児童数減により、前年度比較で 74 千円ほど減となっております。同欄で、児童保護費負担金 11,532,357 円は、民設民営保育所に係る道負担分として交付されたものでございます。

節 4 障害者福祉費負担金、備考欄、障害者介護給付費等負担金 15,469,900 円は、障害者の施設入所等のサービスに係る費用の道負担分でございます。前年度比較で 1,303 千円ほど増となっております。国庫負担金同様、就労継続支援給付費の増が主な要因でございます。

目 2 衛生費道負担金で 12 千円を計上していますが、未熟児養育医療の対象者がいませんでした。

項 2 道補助金、前年度からの繰越事業分を含め、予算現額 78,587 千円、調定額 79,936,071 円、収入済額 77,012,071 円、収入未済額 2,924 千円となっております。

目 1 総務費道補助金の節 1 総務費補助金、備考欄、森林環境保全整備事業補助金 14,641,021 円は、地ごしらえ、植栽、下刈り、除間伐等、村有林整備事業実施に係る補助金でございます。

21, 22 ページをお開き下さい。備考欄、地域づくり総合交付金は、エゾシカ緊急対策に係る補助金でございます。下段の市町村森林所有者情報整備事業補助金は、G I S データ更新委託に係る補助金で、いずれも新たな収入でございます。

目 2 民生費道補助金、節 2 児童福祉費補助金、備考欄、保育所緊急整備事業補助金 5,877 千円は、保育所増築に係る補助金でございます。同欄、保育士等处遇改善臨時特例事業補助金 1,695 千円は、認可保育所への補助金の財源に充当しております。同欄、子育て支援対策事業補助金 5,271 千円は、地域子育て支援センター事業、保育所で実施している一時保育事業等に係る補助金でございます。前年度は国庫補助金で、次世代育成支援対策交付金として収納しておりました。なお、前年度は子ども手当で特別措置法により、子ども手当システム改修に係る補助金で、地域子育て創生事業補助金 1,575 千円の収入がございました。

目 3 衛生費道補助金、節 1 保健衛生費補助金の備考欄、乳幼児医療費補助金は、前年度比較で 561 千円の減となっております。なお、前年度は子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金 1,047 千円の収入がございましたが、定期接種となったため、今年度は収入はございません。

目 4 農林水産業費道補助金、節 1 農業費補助金、収入未済額 2,294 千円は、食料供給基盤強化特別対策事業補助金で、道営事業の繰越財源となる収入でございます。道営畑総担い手支援型事業、更別更南地区分で 487 千円、更別勢雄地区分 2,437 千円が特定財源として、翌年度へ繰越されます。

24 ページになります。備考欄、環境保全型農業直接支払交付金 3,290,800 円は、エコファーマーによる農薬等 5 割低減に係る交付金で、13 件 16,450 アールが対象となっております。昨年度は個別所得保障経済安定推進事業交付金 1,844,500 円の交付がありましたが、今年度はございません。

項 3 委託金、予算現額 12,559 千円、調定額、収入済額、同額の 12,624,477

		円となっております。国や道からの委託事務や権限移譲に係る事務委託金を収納しております。
		目 1 総務費委託金、節 1 総務管理費委託金で、先ほど国庫支出金の委託金で説明しましたが、自衛官募集事務委託金を今年度は国庫支出金で収納しております。
		節 5 選挙費委託金、備考欄の衆議院議員選挙委託金は、昨年 7 月 21 日に執行されました通常選挙に係る委託金でございます。
		25、26 ページをお開き下さい。目 4 商工費委託金、節 1 商工費委託金、備考欄、駐車公園管理委託金は前年度比較で 430,500 円の増となっております。労務単価増が主な要因でございます。
		以上で補足説明を終わります。
議	長	説明が終わりました。
		質疑の発言を許します。
		ありませんか。
		(ありませんの声あり)
議	長	款 13 国庫支出金から款 14 道支出金までの質疑を終了させていただきます。
議	長	ここで暫時休憩いたします。
		午前 11 時 05 分まで休憩いたします。(10 時 47 分)
議	長	休憩前に引続き、会議を開きます。(11 時 05 分)
		25 ページ、款 15 財産収入から、29 ページ、款 18 繰越金までの質疑に入ります。
		補足説明を求めます。
		吉本総務課長
総務課長		補足説明させていただきます。
		款 15 財産収入、項 1 財産運用収入、予算現額 12,050 千円、調定額、収入済額、同額の 12,630,148 円となっております。目 1 財産貸付収入、節 1 土地貸付収入、備考欄の村有地貸付収入は、北海道電力の送電線、駐在所、工事現場事務所などに係る土地の貸付収入でございます。
		節 2 建物貸付収入は、村独身者住宅と教員住宅料の収入でございます。
		節 3 物品貸付収入は、各施設の複写機、ポスタープリンター、設置機器利用料となっております。
		目 2 利子及び配当金、節 1 利子及び配当金は、各基金の積立金預金利子と株主配当金でございます。基金のほとんどが定期預金により運用しております。前年度比較 103 千円ほど増となっております。詳細につきましては、別紙で配布の平成 25 年度基金管理運用状況調をご参照下さい。
		27、28 ページをお開き下さい。項 2 財産売払収入、予算現額 40,485 千円、調定額、収入済額、同額の 41,076,384 円となっております。
		目 1 不動産売払収入、節 1 土地売払収入、備考欄、村有地売払収入 15,347,702 円は、隣接する地権者に売却分と、太陽光発電施設用地とし

て売却した土地が主なものでございます。宅地分譲地売払収入 11,367 千円は、コムニ団地 3 区画、セオイの里 3 区画の売却による収入でございます。なお各会計決算資料 6 ページをご参照下さい。

節 2 その他不動産売払収入、備考欄、立木売払収入で本年度事業分が 8,715 千円ありました。

目 2 物品売払収入、節 1 物品売払収入 5,646,682 円は、粗材、間伐材でございますけども、売払い収入が 5,214,761 円、それからトラック、不要備品など 431,921 円の収入となっております。

款 16 寄付金、項 1 寄付金、予算現額 1,570 千円、調定額、収入済額、同額の 2,570 千円となっております。

目 1 総務費寄付金、備考欄、協働のまちづくり事業に 280 千円、村有林事業に 100 千円、目 2 教育費寄付金、備考欄、こども夢事業に 690 千円、目 3 民生費寄付金、備考欄、社会福祉基金指定に 500 千円、目 4 農林水産業費寄付金、備考欄、農業振興に関する指定に 1,000 千円、それぞれ寄付がございました。

款 17 繰入金、項 1 基金繰入金、予算現額 20,009 千円、調定額、収入済額、同額の 19,994,365 円となっております。

目 1 財政調整基金繰入金につきましては、歳出財源に不足が生じなかったことから繰り入れておりません。

目 2 ふるさと創生事業基金繰入金 5,504 千円は、歳出で款 2 総務費、目 4 地方振興費のふるさと創生事業の財源として繰り入れたものでございます。

目 3 協働のまちづくり基金繰入金 1,561,330 円は、歳出で款 2 総務費、目 9 住民活動費の協働活動経費の財源として繰り入れたものでございます。

29, 30 ページをお開き下さい。目 4 村有林野基金繰入金につきましては、款 15 財産収入で立木売払収入 8,715 千円と素材売払収入 5,214,761 円の収入がございましたことから、繰り入れませんでした。

目 5 農業振興基金繰入金 1,437,761 円は、款 6 農林水産業費、目 2 農業振興費の農業振興補助金の財源として繰り入れたものでございます。

目 6 公共施設等整備基金繰入金につきましては、当初予算で上更別福祉館、村営住宅、学校施設等の改修事業の財源として計上しておりました。交付税等、財源確保が出来たことから、繰り入れておりません。

目 7 福祉基金繰入金、796,784 円は、高齢者在宅サービス事業の財源として繰り入れたものでございます。

目 8 こども夢基金繰入金 10,694,490 円は、款 10 教育費のこども夢基金事業、運動広場管理棟建設及び学校畑造成事業の財源として、繰り入れたものでございます。

款 18 繰越金、項 1 繰越金、前年度からの繰越財源を含み、予算現額 171,725 千円、調定額、収入済額、同額の 171,725,001 円となっております。

	す。
議 長	以上で補足説明を終わります。 説明が終わりました。 質疑の発言を許します。
4 番松橋議員	4 番 松橋さん 実はその住宅のこと、団地のこれ、セオイの里が全地売れたと。それから 25 年度末で今売り出し中のところが、そうですか、8 戸でその状況と、それともう一点なんですけども、もちろん民間住宅の建設に補助金を出してることは承知なんですけども、なかなか土地の確保も大変と聞いてますので、それともう一点、今公営住宅が非常に空きがないと聞いてるんですけども、そのこれから若い人を呼びこむにしても、いろんなケースあるんでしょうけども、村外からも、住宅のその考えるというのは、どういう考えであるか、ちょっとお聞きをしたいんですけど。
議 長	答弁者変わるんじゃない。 全部よろしいですか。 セオイの里の状況と。
4 番松橋議員	セオイの里は全地売れてますからもういいですし、今残ってる土地ですか。
議 長	それを質問してんだよね。
4 番松橋議員	コムニ団地、25 年末が 8 で、今年はどうなってるんですか。26 は。多分将来的に話はあるでしょう。民間の宅地の事も含めまして。
議 長	課長やってくれるの。答弁。 まだ売れてない、何戸売れてないかっていうこと。誰。 答弁調整のため、少々お待ちください。
議 長 建設水道課長	佐藤建設水道課長 まずあの、公営住宅の空き状況からお知らせしたいと思います。今若葉団地は建替えしておりますので、その住宅については、空いてるところありますが、取り壊し予定ということで、そこについては入れておりません。あと新上更別団地については、教員住宅が絡むということで、それについても一応空いてはおりますが、入ってない状況です。その他については、今現在で公営住宅の方で 2 戸ですね。賃貸住宅については、ちょっと今空いてないっていう状況でございます。埋まっております。今の現状は、そういうような現状でございます。
議 長	はい、いやまだこっちの答弁、終わってないです。
企画政策課長	高橋企画政策課長 コムニ団地の分譲の関係なんですけれど、先ほどご質問いただいたように、25 年末では 8 区画残っております、26 年に入ってから 3 区画が売れているところでございます。残り 5 区画というふうな形になってございます。
4 番松橋議員	議長いいですか。

議 長
4 番松橋議員

はい、4 番松橋さん

まあその、未だ残って 5 区画あるのと、それから公営住宅が聞くとところによると空きが 2 つ、例えばいろんな事業で、先般も昨日説明のように、ここへ仕事に来ますとか、急に住むようになったり、非常に厳しい状況にあるっていう認識はないですか。どなたが来てもここでちょっと住まにやいかんよ、という時になった時に。

議 長
副 村 長

三好副村長

今ですね、公営住宅、それから宅地分譲地の関係で、現状をちょっと報告させていただいているところでございます。その中でですね、やはり村といたしましても、住宅地、それから住宅、併せてですね、少なくなっておりますし、入居状況も満杯に近い、というようなところで、不足しているというような状況でおさええているところでございます。そんな中でですね、今年の 6 月に賃貸住宅につきまして、補正予算を組まさせていただきました、今審査も終わりました、着工にむけて準備を進めているところでございます。そんな中で、来年の 3 月にはその賃貸住宅も完成するのかな、というようなところでございます。ただ、いかん、いずれにしましても、現在も村の方にですね、住宅はないかと、まあ移住をしたいんだけど、住宅がないんでどっかないかと、そういったような問合せが結構ございます。そんなことでですね、村の方といたしましても、コムニの団地も少なくなっておりますが、市街地の中にも遊休地、未利用地がございますので、そういったところの積極的な活用、更にですね、賃貸住宅、民間のですね、賃貸住宅につきましても、今回整備してですね、その状況を踏まえて更に整備が必要かどうか、全体的な流れをみてですね、今後の住宅対策にあたっていきたいなというふうに思っているところでございます。

議 長

他にありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

それでは、款 15 財産収入から、款 18 繰越金までの質疑を終了させていただきます。

議 長

29 ページ、款 19 諸収入から、35 ページ、款 20 村債までの質疑に入ります。

説明を求めます。

吉本総務課長

総務課長

補足説明させていただきます。

款 19 諸収入、項 1 延滞金・加算金及び過料、予算現額 20 千円、調定額、収入済額、同額の 26,623 円で、村税延滞金でございます。

項 2 預金利子、予算現額 400 千円、調定額、収入済額、同額の 427,119 円、基金管理以外の歳計現金預金利子でございます。資金繰りに余裕がある時期に、短期の定期預金で運用しております。

項 3 貸付金元利収入、予算現額 33,102 千円、調定額、収入済額、同額

の 33, 104, 944 円となっております。

目 2 ふるさと融資貸付金元金収入は、太陽光発電施設整備に融資した貸付金元金収入を、新規に収納したものでございます。今後 10 年間で、返済していただくもので、ふるさと財団を経由し、収納されたものでございます。

項 4 受託事業収入、予算現額 787 千円、調定額、収入済額、同額の 901, 700 円となっております。

目 1 民生費受託事業収入、31, 32 ページをお開き下さい。備考欄、介護保険事務委託金は、他市町村からの介護認定調査委託料 1 件分、収納しております。

目 2 衛生費受託事業収入は、後期高齢者医療加入者の健康診査等にかかる収入でございます。

項 5 雑入、予算現額 11, 194 千円、調定額、収入済額、同額の 11, 808, 911 円となっております。

目 2 弁償金、備考欄、水道管破損弁償金は、資材費相当額の弁償金を収納しております。

目 5 雑入、節 1 雑入、ここでの収入は、どの項目にも属さない収入でございます。前年度比較で増減の大きな収入を説明させていただきます。

備考欄、下から細節 5 つ目でございますけども、乳幼児高額療養費収入で 670 千円ほど減。34 ページをお開き下さい。備考欄、細節の 6 つ目、児童高額療養費収入で、140 千円ほど減。下から 7 つ目、資源物売上収入で 230 千円ほど増となっております。

続きまして、新たな収入を説明させていただきます。32 ページをお開き下さい。備考欄、6 つ目、立木補償費 328, 420 円は、サルベツ川改修工事に伴い、支障となる保安林を伐採したことによる保障でございます。34 ページになります。細節 11 番目、試験販売収入 74, 791 円は、リキュール試作のため、すももを販売したものでございます。この行から 4 つ目、植樹助成金 1, 310 千円は、ニトリ北海道応援基金からの助成金でございます。国道 236 号線と幼稚園との間の村有地に、樹木を植栽した事業と、5 月の植樹祭経費の財源に充当しております。下から 4 つ目、まちづくり・人づくり推進交付金 336 千円は、全国自治協会が取り扱っています建物等災害共済事業及び公有自動車損害共済事業の事務取扱交付金でございます。昨年度までは、全国自治協会から各都道府県の市長会と町村会に配分されておりました。25 年度からは、直接市町村に配分されることとなったものでございます。下から 2 つ目、北海道町村会研修受講助成金 62, 480 円は、研修講師養成講座に 2 名受講しました。旅費相当額が助成されております。最後の行の帳票作成料 3, 600 円は、子どもを守る地域ネットワーク等、調査、帳票作成料として収納したものでございます。

続きまして、前年度収納したもので、額の大きなものとしては、自治総合センターコミュニティ助成金 1, 400 千円と、北海道自治体情報システム

協議会で村職員を派遣しておりましたが、24 年度で終了したことにより、昨年度ありました職員給与費負担金 5,290 千円の収入がございました。

目 6 過年度収入は、平成 24 年度の精算分でございます。障害者医療費、国及び道費で 350 千円ほど、障害者自立支援給付費道負担分で 830 千円ほどが主なものでございます。

35, 36 ページをお開き下さい。款 20 村債、項 1 村債、繰越分を含めまして予算現額 842,226 千円、調定額 826,826 千円、収入済額 755,726 千円、収入未済額 71,100 千円となっております。

目 1 緊急防災減災事業債は、消防救急無線デジタル整備事業のうち、電源局舎、鉄塔などの建設に係る緊急事業分の実施設計費用に充当されるものでございます。収入未済額 70,500 千円は、平成 26 年度へ繰り越され、本工事に流動する特定財源となるものでございます。

目 2 一般単独事業債の地域総合整備資金貸付事業は、太陽光発電施設整備に係る民間事業者への貸付金相当額を借入れたものでございます。

目 3 過疎対策事業債は、繰越事業を含め、15 事業で合計 416,300 千円の借入を行いました。なお、備考欄、消防施設整備事業 400 千円は、消防救急無線デジタル化整備事業のうち、基地局無線装置やサイレン装置等、吹鳴装置ですけれども、一般事業分の実施設計費用に充当されたもので、されるものでございます。収入未済額 600 千円は、道営事業に係る起債で、26 年度へ繰越される特定財源となっております。

目 4 臨時財政対策債は、地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第 5 条の特例として発行できる起債でございます。前年度比較で 9,887 千円の増で、175,926 千円の借入となりました。なお、目 1 緊急防災減災事業債と目 3 過疎対策事業債の元利償還金の 70%相当額、目 4 臨時財政対策債の元利償還金の全額が、後年度以降、普通交付税措置されます。

決算書 127 ページをお開き下さい。実質収支に関する調書でございます。1 歳入総額 4,835,950,786 円、2 歳出総額 4,745,334,396 円、3 歳入歳出差引額 90,616,390 円、4 翌年度へ繰越すべき財源 5,970 千円が、繰越明許費繰越額で、3 歳入歳出差引額から 4 翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた 84,646,390 円が実質収支額となりました。

以上で補足説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

これで一般会計歳入決算を終わります。

一般会計歳入歳出決算について、款毎に質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れがあれば、受けたまわりたいと思います。

発言にあたっては、ページ、項目、事業等を明らかにしていただきたい

議長
4 番松橋議員

と思います。

質疑の発言を許します。

4 番松橋さん

あのページはちょっと関係ないんですけども、ここの資料から、それで警備の委託料、それから掃除の委託料、2 点分けて出てまして、特に掃除の委託料ですか、前年度から見ますと 1,715 千円ほど増えてますし、警備の方は 150 千円ほどなんですけども、その増えた理由はどこにあるのか、ちょっと説明をお願いしたいんですけども。できれば何社と契約して、どういう形で行われているかをちょっとお聞きをしたいんですけども。

答弁調整のため暫時休憩いたします。(11 時 27 分)

休憩前に引続き、会議を開きます。(11 時 30 分)

議長
総務課長

吉本総務課長

警備委託料につきましては、例えば役場庁舎ですと 56,700 円増となっておりますけれども、主に労務費の、労務費単価の値上がりでございます。それから清掃委託料ですけども、19 ページの中段から下段の営農用水の欄で、1,211,330 円、前年度はございませんけども、25 年度につきましては、数年に一度の排水機 2 箇所の清掃でございます。あとは労務単価等、あと仕様が若干変わったのが理由、主な理由だと思います。

以上でございます。

議長
4 番松橋議員

4 番松橋さん

今みたいに営農用水の掃除で終わりましたよったら、理解できるんですけども、僕ら数字だけ見せられると、きちっと何社か入札して、何社がどこが落としてるか全然承知しないんですけども、ただ単価が高くなったよ、としか理解が出来ないんですけど。新しい施設でも出来て、そちらの委託管理料が増えたっていうんなら、それは理解はしますけども。僕らとすればですよ。そういうことだと思うんですけども。

議長
4 番松橋議員
議長

これ、これ答弁、いらない。

いや、わかりましたよ。もう一つ聞いていいですか。

はい

4 番松橋さん

4 番松橋議員

したら入札なんですよ。何社が今、これ両方請け負ってるんですか。請け負ってるって、一社ずつなんですか。

議長
総務課長

吉本総務課長

各施設、入札ではありませんでして、3 社見積もりを行っております。清掃につきましては、1 社でございます。で、いずれ入札にしていきたいっていうことでございますけども、なかなか仕様が各施設です、掃除の手順ですとかまちまちですね。仕様をある程度統一しないことには、入札にもってけないっていうこともございまして、優先してこことこの施設だけでも、っていうふうに今後は進めたいと今検討中でございます。警備につきましては、人間の配置されているところと、機械で警備している

	ところとございます。で、警備につきましても、3社見積もりで最低価格のところに落札している、っていうことでございます。入札はしてございません。以上でございます。
議 長 4 番松橋議員	4 番松橋さん なかなか更別までその、あれですか、美装会社っていうか、そういう会社が応募をしてくれない、っていうふうにとった方がいいんですか。
議 長 総務課長	吉本総務課長 応募してくれない、ってことはないと思うんですけども、ちょっと業界の話になりますんで、ちょっと私答えられないんですけども。あの一応毎年管内の3社、同じ業者ですけども、見積り合わせして、その額によって契約しているということでございます。
議 長 4 番松橋議員	4 番松橋議員 内容についてはわかります、わかったんですけども、何か掃除とか、警備の方はちょっとわからないんですけども、まあ機械警備もあるんでしょうけども、お仕事されてる方が地元の女性というかお母さん方っていうか、すごい産業にその、大事な仕事かなと、自身には見えてるんだけど、そういう意味でもその辺はすごい大事だと思うんですけども、その辺の考えはないんですか。地元の雇用に対して、貢献をしてるとか、それはないんですか。
議 長 総務課長	吉本総務課長 従業員につきましては、更別の人を使って下さいっていうことで、お願いはしております。けども今はないんですけども、新聞折込で従業員募集等は過去にはございました。ただし、時間帯が合わないとかで応募がなくて、村外の従業員をつかっている例はあると聞いてます。以上でございます。
議 長 7 番本多議員	他にありませんか。 7 番本多さん あの会計資料の21ページですけども、教員住宅の戸数とその利用状況について教えて下さい。
議 長 教育次長	少々お待ちください。 新関教育次長 教員住宅の入居状況というようなことで、今現在なんですけれども、更別小学校が13戸ありまして、現在8戸入居されております。上更別小学校が8戸ありまして3戸入居、2戸で、あ、えーと上更別小学校はですね、教員住宅としては2戸、2名ですね。で、公営住宅というような扱いの6戸分のうち、1戸が入居してるっていう意味ですので、3戸ということですよ、はい。それと中央中学校が7戸のうち4戸入居してる、ていうのが現在の状況であります。
議 長 7 番本多議員	7 番本多さん 今の状況を知らせてもらったんですけども、先程から話題になっておりますね、住宅不足ということで、こういった教員住宅を民間の住宅に扱う

議長
教育次長

ってということにはならないのか、そのへんについてはどうなんですか。

新関教育次長

教員住宅というようなことで、どうしても補助を活用して建設されてる部分もあるもんですから、一部どうしてもそういう制約があるところはあるんですけども、現在のところ更別小学校であればALTというか、外国語講師の方に入っていただいたりだとか、一部中央中学校の方もですね、役場の職員が入居だとかというようなことで、対応しているところです。なかなか一般の方までそういう制約があつてですね、なかなか手がつけられないっていうことと、あと教員の異動がですね、どうしてもあるもんですから、まるっきりこう埋めてしまって、実際人事異動の際にないっていうこともあるもんですから、現状はこのような形になっています。

議長
7 番本多議員

7 番本多さん

先生方が入居されないっていう、通いの先生も結構いらっしゃると思うんで、そういうことも多分地域になじまない問題だというふうに思うんですけども、この住宅がこれだけ空いているということになれば、いろいろな制約もあろうかと思いますが、村の管理ですよ、これね、使用料もいただいているっていうことになれば、何とかそういった民間に充てた住宅にならないのか、今後検討していただきますようお願いします。

議長

他にありませんか。

(ありませんの声あり)

議長

以上で、一般会計歳入歳出決算の質疑を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後 1 時 30 分まで休憩いたします。(11 時 40 分)

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。(13 時 30 分)

国民健康保険特別会計の質疑を行います。

140 ページ、事業勘定の歳出について補足説明を求めます。

金曾保健福祉課長

保健福祉課長

平成 25 年度国民健康保険特別会計事業勘定の歳入歳出決算の補足説明をいたします。

決算書の 140 ページ、141 ページをお開き下さい。

款 1 総務費は予算現額 3,575 千円、支出済額 3,337,375 円、不用額 237,625 円の決算となっております。この会計における経常的な一般事務経費、国民健康保険税の賦課徴収経費及び国民健康保険運営協議会の運営等の経費でございます。

款 2 保険給付費は予算現額 335,694,957 円、支出済額 331,125,721 円、不用額 4,569,236 円の決算となっております。平成 24 年度の決算額より 29,910 千円あまりの増となっております。これは高額な医療費が増加したことによるものと推計しております。

決算の状況でございます。項 1 療養所費、目 1 一般被保険者療養給付費は予算額 289,334 千円、支出済額 286,560,726 円、不用額 2,773,274 円で

ございます。年度末における支出が推計を下回ったことから、不用額が多額となっております。

142 ページ、143 ページをお開き下さい。目 2 退職被保険者等療養給付費は、給付費の増により予算額に不足を生じたので、目 4 退職被保険者等療養費から 62,669 円を流用し、予算額 6,038,669 円、支出済額、同額で、不用額はございません。

目 3 一般被保険者療養費は、項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費へ 294,146 円を流用支出し、予算額を 2,698,854 円とし、支出済額 2,688,922 円、不用額 9,932 円の決算でございます。

目 4 退職被保険者等療養費は、目 2 退職被保険者等療養給付費へ 62,669 円を流用支出し、予算額を 197,331 円とし、支出済額 76,576 円、不用額 120,755 円の決算でございます。

目 5 審査支払い手数料は、項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費へ 31,748 円を流用支出して、予算額を 769,252 円とし、支出済額は同額で、不用額はございませんでした。

項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費は予算額に不足を生じたため、目 3 一般被保険者高額介護合算療養費から 100 千円、項 1 療養所費、目 3 一般被保険者療養費から 294,146 円、目 5 審査支払い手数料から 31,748 円、合計 425,894 円を流用収入し、さらに款 11 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費から 966,957 円を充用収入し、合計 1,392,851 円を収入し、予算額を 31,877,851 円とし、支出済額は同額で、不用額はありませんでした。

目 2 退職被保険者等高額療養費は、予算額 1,272 千円、支出済額 482,146 円、不用額 789,854 円でございます。年度末における支出が推計を下回ったことから、不用額が多額となっております。

目 3 一般被保険者高額介護合算療養費は、目 1 一般被保険者高額療養費へ予算額 100 千円、全額を流用支出し、予算額はありません。

144 ページ、145 ページをお開き下さい。

項 4 出産育児諸費、目 1 出産育児一時金は、予算額 3,400 千円、支出済額 2,530,319 円、不用額 869,681 円の決算でございます。

款 3 後期高齢者支援金等は、予算現額 77,205 千円、支出済額 77,204,501 円、不用額 499 円の決算となっております。平成 20 年度にスタートいたしました後期高齢者医療制度を支えるために支出している科目でございます。各保険者から財政支援を行っていくものですが、国保では国保税として徴収したものに、国庫負担金、支払基金からの交付金を併せて、社会保険診療報酬支払基金へ支援金として納付し、社会保険診療報酬支払基金は、後期高齢者医療広域連合へ実績に応じて交付金として交付していく仕組みとなっております。なお、目 2 後期高齢者関係事務費拠出金は、予算額に不足を生じたため、目 1 後期高齢者支援金から 354 円を流用収入しております。

款 4 前期高齢者等納付金等は、予算現額 78,354 円、支出済額 77,458 円、不用額 896 円の決算となっております。65 歳から 75 歳未満の前期高齢者の医療費に係る各保険者間の負担の均衡を調整するための納付金でございます。なお、目 2 前期高齢者関係事務拠出金において、予算額に不足を生じたため、予備費から 354 円を充用しております。

146 ページ、147 ページをお開き下さい。

款 5 老人保健拠出金は、予算額 5 千円、支出済額 3,009 円、不用額 1,991 円の決算でございます。目 1 医療費拠出金の支出実績はございません。

款 6 介護納付金は予算現額 33,659 千円、支出済額 33,658,368 円、不用額 632 円の決算でございます。介護納付金については、40 歳から 65 歳までの方に対して付加されている国民健康保険税のうち、介護保険分を介護保険の財源として、各保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付しているものでございます。

款 7 共同事業拠出金は、予算額 62,468 千円、支出済額 62,463,640 円、不用額 4,360 円の決算でございます。高額療養費にかかる共同事業拠出金であります。

148 ページ、149 ページをお開き下さい。

款 8 保健事業費は、予算現額 3,259 千円、支出済額 3,209,528 円、不用額 49,472 円の決算でございます。特定健診、特定保健指導及び保健衛生普及事業、疾病予防事業に係る経費として支出しております。

項 1 特定健康診査等事業費は、支出済額 2,738,855 円、不用額 21,145 円の決算で、目 1 特定健康診査等事業費も同額であります。

項 2 保健事業費は、支出済額 470,673 円、不用額 28,327 円の決算となっております。目 1 保健衛生普及費は、支出済額 307,173 円、不用額 27,827 円の決算、目 2 疾病予防費は、支出済額 163,500 円、不用額 500 円の決算でございます。

款 9 基金積立金は予算現額 1,058 千円、支出済額も同額でございます。平成 24 年度において国保財政の安定を目的とし、基金への積増しを行っているところでございます。

款 10 諸支出金は、予算現額 9,744,800 円、支出済額 9,456,473 円、不用額 288,327 円の決算でございます。

150 ページ、151 ページをお開き下さい。

項 1 償還金及び還付加算金は、支出済額 349,500 円、不用額 287,300 円の決算でございます。

目 1 一般被保険者保険税還付金は、支出済額 267,700 円、不用額 232,300 円の決算でございます。

目 2 退職被保険者等保険税還付金は、予算額 50 千円で、予算執行がありませんでしたので、全額が不用額となりました。

目 3 一般被保険者還付加算金は、予算額に不足を生じたため、予備費から 71,800 円を充用して、予算額を 81,800 円とし、支出済額も同額でござ

議 長
議 長
保健福祉課長

います。

目 4 退職被保険者等還付加算金は予算執行がありませんでした。

項 2 繰出金は、支出済額 5,309 千円で、不用額はありません。

目 1 直営診療施設勘定繰出金は同額でございます。

項 3 過年度過誤納還付金は、支出済額 3,797,973 円で、不用額 1,027 円の決算です。

目 1 過年度過誤納還付金も同額で、平成 24 年度療養給付費等負担金の精算に伴う還付金 2,385,659 円が主なものであります。

款 11 予備費は、この会計の緊急避難の部分として当初 8,362 千円を計上しておりましたが、先程ご説明いたしました通り、款 2 保険給付費、項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費へ 966,957 円、款 4 前期高齢者納付金等、項 1 前期高齢者納付金等、目 1 前期高齢者納付金へ 354 円、款 10 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 3 一般被保険者還付加算金へ 71,800 円、合計 1,039,111 円を充用支出しましたので、残額 7,322,889 円が予算減額となり、この額が不用額となっております。

以上で歳出の補足説明とさせていただきます。

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

(ありませんの声あり)

これで事業勘定の歳出について補足説明を終わります。

次、132 ページ事業勘定の歳入について、補足説明を求めます。

金曾保健福祉課長

続きまして、歳入についてご説明いたします。

132 ページ、133 ページをお開き下さい。

款 1 国民健康保険税、項 1 国民健康保険税、予算現額 170,624 千円、調定額 179,127,393 円、収入済額 172,825,120 円、不納欠損額 84,700 円、収入未済額 6,217,573 円です。

目 1 一般被保険者国民健康保険税、節 1 現年課税分は、収入済額 170,087,418 円、収入未済額は 11 件、456,788 円で収納率は 99.73%です。

節 2 滞納繰越分は、収入済額 743,423 円、不納欠損額 6 件で、84,700 円、収入未済額 68 件、4,642,056 円、収納率は 13.80%となっております。不納欠損となった 6 名のうち、2 名につきましては生活保護受給者で、地方税の徴収権を 5 年間行使することが出来なかったため、地方税法第 18 条第 1 項の規定により、納税義務が消滅したものであります。また、3 名は外国人で、東京入国管理局へ確認したところ、1 名はブラジルへ出国、他の者は所在不明でいずれも国内に資産を発見出来ず、地方税の徴収権を 5 年間行使することが出来なかったため、同法第 18 条第 1 項の規定により、納税義務が消滅したものであります。残りの 1 名につきましては、平成 21 年 12 月 25 日に、本村を転出、徴収業務を滞納整理機構に依頼した

ものの、所在をつかむことが出来ず、平成 24 年に村に戻されましたが、その後も所在不明が続き、同法第 18 条第 1 項の規定により、納税義務が消滅したものであります。

目 2 退職被保険者等国民健康保険税、節 1 現年課税分は、調定額 1,937,294 円、収入済額 1,913,394 円、収入未済額 1 件 23,900 円、収納率 98.76%であります。この収入未済額 1 件につきましては、今年 6 月に収納済みとなっております。

節 2 滞納繰越分は、収入済額 80,885 円、収入未済額 12 件、1,094,829 円で収納率は 6.87%となっております。なお、滞納者に対しましては、催告、納税指導を行い、その収納に努めているところであります。

款 2 一部負担金は科目存置であり、収入実績はありません。

款 3 国庫支出金は、調定額、収入済額、同額の 150,419,476 円となっております。なお、国庫負担金、目 1 療養給付費等負担金の収入済額 138,188,655 円のうち、精算により 14,874,565 円の超過交付となっておりますことから、平成 26 年度において返還予定であります。

134 ページ、135 ページをお開き下さい。

目 3 特定健康診査等負担金の収入済額 1,027 千円のうち、こちらについては実績を精算により、250 千円の超過交付となっておりますことから、平成 26 年度において返還予定であります。

項 2 国庫補助金、目 1 財政調整交付金の収入済額 8,374 千円は、前年度比 24,126 千円の減となっております。これは、備考欄、特別調整交付金において、診療所の電子カルテの更新にかかる調整交付金 27,152 千円の減が主なものであります。

款 4 療養給付費等交付金は、調定額、収入済額、同額の 8,000 千円となっております。この交付金は、社会保険診療報酬支払基金から退職者医療に係る医療給付に対して交付されるものであります。なお、給付実績の精算により、445,238 円が超過交付となっておりますことから、平成 26 年度において返還予定であります。

款 5 前期高齢者交付金は、調定額、収入済額、同額の 36,111,445 円となっております。この交付金は社会保険等の各保険者との負担の不均衡を調整することを目的に交付されているものであります。前年度比 15,388,616 円の減となっております。この交付金は、65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者の医療費について、各保険者間での負担の均衡を図るための交付金でありまして、当該年度の概算医療費と前々年度の精算額を加えた額が交付されるものであります。更別村の交付金につきましては、前々年度、これは平成 23 年度分ということになりますが、この交付金の精算により、19,259,415 円が超過交付となり、この額が調整されたことが交付金の減となった主な要因であります。

款 6 道支出金は、調定額、収入済額、同額の 44,722,821 円となっております。高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、道財政調整

交付金等が道より交付されております。

項1 道負担金、目1 高額医療費共同事業負担金は、収入済額 2,829,821 円で、前年度比 1,860,643 円の増となっております。

目2 特定健康診査等負担金は、収入済額 1,027 千円のうち、実績精算により 250 千円の超過交付となっておりますことから、平成 26 年度において返還予定であります。

項2 道補助金は、収入済額 40,866 千円で、前年度比 7,722 千円の増となっておりますが、これは備考欄、普通調整交付金におきまして、医療費が増えたことにより増額となったものであります。

136 ページ、137 ページをお開き下さい。

款7 共同事業交付金は、調定額、収入済額、同額の 88,960,777 円となっております。市町村が拠出金を出し合い、高額な医療費が発生した場合に、国保連合会から交付されるものであります。30 万円以上 80 万円未満の高額な、失礼しました、及び 80 万円以上の高額な医療費に対しまして交付されるものでございます。今年度は、高額な医療費が多数あったことから、交付金も増となっております。

款8 財産収入は、調定額、収入済額、同額の 12,247 円で、財政調整基金積立金の利子を収入しております。

款9 繰入金は、調定額、収入済額、同額の 36,489,575 円となっております。

項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節2 出産育児一時金等繰入金、1,680 千円は、被保険者の出生児数が減少したため、前年度比 2,180 千円あまりの減額となっております。

節4 その他一般会計繰入金のうち、ルール以外の繰入金として、備考欄、財源補てん分 20,175 千円などを繰り入れしております。

項2 基金繰入金につきましては、医療費の実績が推計を下回ったことなどから、予算の執行はありませんでした。

款10 繰越金は、調定額、収入済額、同額の 4,158,330 円で、前年度からの繰越金であります。

138 ページ、139 ページをお開き下さい。

款11 諸収入につきましては、予算額 1,300 千円、調定額、収入済額、同額の 1,376,080 円の決算となっております。

以上で歳入の補足説明を終わります。

次に 152 ページをお開き下さい。

実質収支に関する調書でございます。

1 歳入総額 543,075,871 円、2 歳出総額 521,594,073 円、3 歳入歳出差引額 21,481,798 円、4 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5 実質収支額は 21,481,798 円となっております。

以上で国民健康保険特別会計事業勘定決算の補足説明とさせていただきます。

議	長	説明が終わりました。 質疑の発言を許します。 ありませんか。 (ありませんの声あり)
議	長	以上で国民健康保険特別会計事業勘定の質疑を終了いたします。
議	長	次に、115 ページから国民健康保険特別会計診療施設勘定について、歳入、歳出一括して質疑に入ります。 補足説明を求めます。 日崎診療所事務長
診療所事務長		診療施設勘定の決算について、補足説明を申し上げます。 決算書 155、156 ページをお開き願います。 歳入から説明させていただきます。 款 1 診療収入、予算現額 237,088 千円に対して、収入済額 242,378,911 円で 5,290,911 円の増となっております。前年比較は項 1 入院収入で 2,336,158 円の減、項 2 外来収入で 11,025,694 円の増でございます。診療収入の増減は、患者数が大きく左右するもので、前年度比較では入院実人数では同じ 159 人ですが、延べ人数で 372 人の減であります。これは長期入院患者の減、急性期の患者は 1 週間程度で退院すること、在宅や施設での看取りを推進していることから、入院患者延べ人数が減っていると考えます。外来の前年度比較は、件数で 327 件、述べ人数で 427 人の増となっております。これは 1 月から 3 月のインフルエンザ、胃腸炎などの感染症の流行が大きな原因と思われます。また村外受診者の割合も 23、24 年度の 17%から 19%へと増えており、乳幼児だけでなく高齢者の受診も増えてきております。 項 1 入院収入、目 1 一部負担金収入の未収繰越分 77,500 円につきましては完納いたしましたので、過年度未収金はなくなりました。 157、158 ページをお開き願います。 款 2 使用料及び手数料、予算現額 1,168 千円に対して収入済額 1,358,571 円で、190,571 円の増でございます。前年度比較は 119,007 円の増で、各種診断書料の増であります。 款 3 財産収入、予算現額 652 千円に対し、収入済額 652,560 円で、これは医師住宅 2 戸分の貸付収入でございます。 款 4 繰入金、予算現額 128,980 千円に対して、収入済額 120,477,619 円です。 項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金は、収入済額 115,168,619 円、内訳は財源補てん分として 38,925,466 円、前年度比較 11,699,941 円の減でございます。これは収支の見合い分でございます。公債費分につきましては 76,243,153 円で、前年度より 4,328,879 円の増となっております。 159、160 ページをお開き願います。 目 1 事業勘定繰入金は、収入済額 5,309 千円、へき地診療所のルール分

と、待合の寒さ対策としてエアカーテン設置費用を、施設整備分として国保事業勘定から繰入れしております。前年度比較 24,563 千円の減は、電子カルテレセプトコンピューターの更新事業が主なものでございます。

款 5 繰越金、前年度繰越金 100 千円でございます。

款 6 諸収入、予算現額 1,597 千円に対して、収入済額 1,672,359 円です。前年度比較 150,565 円の増で、主なものといたしましては、道の緊急臨時医師派遣事業で、5 日間の医師派遣を中頓別町国保病院に派遣いたしました謝金として、250 千円であります。

款 7 村債、予算現額 44,200 千円、収入済額、同額でございます。医療費の確保ということで、平成 22 年度から対象となった医療業務委託料を過疎対策事業債で借入しております。

以上、歳入の補足説明を終わらせていただきます。

次に歳出をご説明申し上げます。決算書の 161、162 ページをお開き願います。

款 1 総務費、予算現額 231,684 千円に対して、支出済額 231,045,294 円で、不用額が 638,706 円でございます。

目 1 一般管理費、備考欄(1)診療施設維持管理費は、支出額 15,236,681 円です。施設管理に係る消耗品、燃料費、光熱水費、修繕費、保険料、保守管理点検、清掃委託料等の施設管理に係る経費です。前年比較で 609,460 円の減となっております。(2)村有建物維持管理経費は支出額 77,800 円で医師住宅 2 戸分の維持管理経費です。(3)総務管理経費は、支出済額 88,373,640 円で、職員 11 名分の人件費でございます。(4)総務一般事務経費は、支出額 114,614,475 円です。嘱託職員 9 名分、事務消耗品、嘱託職員等の 11 名分の賃金、事務消耗品、医療事故倍償保険料、クリーニング料、医療事務委託料、電子カルテレセプトコンピューターシステム使用料、各種協議会等、負担金でございます。前年比較 3,649,990 円の増で、主なものは、医師の異動による医療業務委託料 2,204,314 円の増、電子カルテレセプトコンピューターシステム使用料が 5 ヶ月分から 1 年分となり、1,547 千円の増でございます。163、164 ページをお開き願います。(5)準職員賃金は、支出額 12,030,090 円です。これは二人分の賃金等でございます。(6)診療施設改修事業費は、待合の寒さ対策のためのエアカーテン設置費用でございます。

目 2 車輛管理費は、公用車に係る経費で、車検整備費用が前年度より増となっております。

款 2 医業費、予算現額 105,756 千円に対し、支出済額は 103,451,573 円で、不用額は 2,304,427 円です。前年度比較 28,686,204 円の減であります。目 1 医療用消耗器材費、支出額 7,271,258 円です。医療に関する医療器具、衛生材料費等の消耗器材を購入したものです。目 2 医薬品衛生材料費、支出額 83,075,292 円で、内服薬、外用薬、注射薬、予防接種ワクチン等を購入したものでございます。今年度の、今年の 4 月より院外処方

となるため、1月頃より最小包装で購入し、3月には使用していない薬品687千円分を返品しております。前年比較で3,663千円の減となっております。3月末現在で、388品目、約2,600千円の在庫がありました。そのうち、入院患者、時間外、休日患者で処方するものとしては、約110品目でございます。不動薬として残る薬としましては、最長有効期限が2018年12月までありますが、5年間で在庫の薬品をどの位処方されるかは不明です。しかし、1,400千円から1,500千円位は、有効期限切れになるかと推察しております。目3医療委託費、備考欄(1)検査等委託事業経費は支出額6,522,059円です。医療用備品の修繕費、X線装置等保守点検、血液検査等医療用廃棄物処理業務の経費でございます。(2)医療機器借上料は、支出額1,711,500円です。在宅酸素供給装置、在宅持続陽圧呼吸療法治療器等の借上によるものでございます。目4寝具費、支出額612,986円です。入院患者の寝具借上料です。

165、166ページをお開き願います。目5医療用機械器具費、支出額41,790円につきましては、小児用フレックスセンサーの修理不能による更新で、目1医療用消耗器材費より、予算流用して購入しております。項2給食費、支出額4,216,688円です。入院患者の給食に係る経費でございます。

款3公債費、予算現額76,245千円に対して、支出済額は76,243,153円です。平成14年度からの診療所移設新築事業分等の償還金の元金及び利子です。

款4予備費の執行はありませんので、そのまま不用額となっております。

以上で歳出の補足説明を終わらせていただきます。

167ページをお開き下さい。実質収支に関する調書でございます。

1歳入総額410,840,020円、2歳出総額410,740,020円、3歳入歳出差引額100千円で、5実質収支額100千円とするものでございます。

以上診療施設勘定の、歳入歳出決算の補足説明を終らせていただきます。

説明が終わりました。

議 長 質疑の発言を許します。

ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長 以上で、国民健康保険特別会計、診療施設勘定の質疑を終了いたします。

次に、170ページから、後期高齢者医療事業特別会計について、歳入歳出一括して質疑に入ります。

補足説明を求めます。

金曾保健福祉課長

保健福祉課長 平成25年度、後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算の補足説明を申し上げます。

後期高齢者医療事業につきましては、都道府県ごとに設置されております。

す広域連合により担うこととされており、市町村の役割につきましては、保険料の徴収、各種申請や届出の受付、被保険者証の引渡し等、被保険者に身近な窓口事業を行っているところであります。

それでは決算書により、歳入から補足説明いたします。170 ページ、171 ページをお開き下さい。

款 1 後期高齢者医療保険料、項 1 後期高齢者医療保険料、予算現額 40,187 千円、調定額 39,947,800 円、収入済額 39,944,800 円、収入未済額 3 千円の決算となっております。

目 1 特別徴収保険料、節 1 現年度分は、調定額、収入済額とも同額の 13,275,200 円で、徴収率は 100%でございます。

目 2 普通徴収保険料、節 1 現年度分は、収入済額 26,653,900 円、収入未済額 1 件、3 千円で、収納率は 99.98%でございます。なお、収入未済額の 1 件、3 千円につきましては、今年 6 月に収納済となっているところであります。

款 2 繰入金は、予算現額 10,741 千円、調定額 9,739,990 円、収入済額、同額の決算でございます。

項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 保険基盤安定繰入金の備考欄、保険基盤安定繰入金 7,859,590 円は、保険料の軽減に対する補てん分であります。一般会計で道より 4 分の 3 の負担があり、残り 4 分の 1 を村が上乗せしたものを繰入れしております。

節 2 その他一般会計繰入金の備考欄、事務費対象分 1,880,400 円は、広域連合への事務費負担分 1,393 千円と、村運営一般事務経費分 487,400 円を繰入れしております。

款 3 繰越金は、予算現額 294 千円、調定額 294,700 円、収入済額、同額の決算であります。

款 4 諸収入は、予算現額 253 千円、調定額 1,700 円、収入済額、同額の決算でございます。これは項 2 償還金及び還付加算金、目 1 保険料還付金において、広域連合からの収入でございます。

172 ページ、173 ページをお開き下さい。

款 5 広域連合支出金は、予算現額 20 千円、調定額 14,332 円、収入済額、同額の決算でございます。後期高齢者の医療制度の周知等の経費に対する特例交付金の収入でございます。

以上で、歳入の補足説明を終わります。

続きまして歳出について補足説明いたします。174 ページ、175 ページをお開き下さい。

款 1 総務費は、予算現額 508 千円、支出済額 451,732 円、不用額 56,268 円の決算となっております。この会計における経常的な一般事務経費及び賦課徴収に係る経費等の支出でございます。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金は、予算現額 49,737 千円、支出済額 49,128,090 円、不用額 608,910 円の決算となっております。内訳につ

		きましては、療養給付費に係る負担金と事務費負担金であります。 款 3 諸支出金は、予算現額 250 千円、支出済額 1,700 円、不用額 248,300 円の決算となっております。これは保険料の還付金でございます。 款 4 予備費につきましては、予算の執行はありませんでしたので、予算額 1,000 千円全額が不用額となりました。 以上で、歳出の補足説明を終わります。次に 178 ページをお開き下さい。実質収支に関する調書でございます。 1 歳入総額 49,995,522 円、2 歳出総額 49,581,522 円、3 歳入歳出差引額 414 千円、4 翌年度へ繰越すべき財源はございません。5 実質収支額は同じく 414 千円でございます。 以上で後期高齢者医療事業特別会計決算の補足説明とさせていただきます。
議	長	説明が終わりました。 質疑の発言を許します。 ありませんか。 (ありませんの声あり)
議	長	以上で、後期高齢者医療事業特別会計の質疑を終了いたします。 この際、暫時休憩いたします。 午後 2 時 30 分まで休憩いたします。(2 時 15 分)
議	長	休憩前に引続き、会議を開きます。(2 時 30 分)
議	長	次に 181 ページから、介護保険事業特別会計について、事業勘定の歳入歳出及びサービス事業勘定の歳入歳出、一括して質疑に入ります。 補足説明を求めます。 金曽保健福祉課長
保健福祉課長		それでは平成 25 年度介護保険事業特別会計事業勘定の歳入歳出決算の補足説明をさせていただきます。決算書、181 ページ、182 ページをお開き下さい。 款 1 介護保険料、項 1 介護保険料、予算現額 47,387 千円、調定額 47,694,570 円、収入済額 47,174,100 円、収入未済額 520,470 円でございます。項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料、節 1 現年度分は、収入済額 47,152,500 円、収入未済額は 3 件、82,900 円で、収納率は 99.82%でございます。節 2 滞納繰越分は、収入済額 21,600 円、収入未済額 9 件 437,570 円、収納率は 4.7%となっております。なお、滞納者に対しましては催告、納税指導等を行い、その収納に努めているところであります。 款 2 使用料及び手数料は、予算現額 148 千円、調定額 143,900 円、収入済額、同額の決算となっております。介護予防事業に係る生活援助員派遣手数料でございます。 款 3 国庫支出金は、予算現額 73,076 千円、調定額 66,530,865 円、収入済額、同額の決算となっております。項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金、節 1 現年度分は、収入済額 45,707,525 円で、介護給付費に対する

国からのルール分の負担分でございます。節 2 過年度分 555,400 円は、平成 24 年度分の精算によるものでございます。項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金は、収入済額 17,589 千円で、国のルール分として介護給付費、介護予防給付費の 5%を基準として、調整交付金の名目で補助されているものであります。目 2 地域支援事業交付金は、失礼しました。地域支援事業交付金（介護予防事業）は、いきいき健康クラブ、貯筋塾等の介護予防事業の実施に係る交付金で 450,632 円の収入済額です。目 3 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は、家族介護支援、移送サービス、シルバーハウジングの管理事業に係る交付金で 2,102,308 円の収入済額です。以下、地域支援にかかる事業は、支払基金交付金、道の交付金、村からの繰入金につきましても同様の内容となります。目 4 事業費補助金、収入済額 126 千円は、介護報酬改定に伴うシステム改修に係る補助金であります。

款 4 支払基金交付金は、予算現額 78,612 千円、調定額 69,298,210 円、収入済額、同額の決算となっております。183 ページ、184 ページをお開き下さい。項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金、節 1 現年度分は、2 号被保険者に係る保険者の負担分としての収入で 67,536 千円の収入済額です。節 2 過年度分 1,240,210 円は、平成 24 年度分の精算によるものであります。目 2 地域支援事業交付金は、介護予防事業の実施に係る交付金で 522 千円の収入済額です。

款 5 道支出金は、予算現額 36,821 千円、調定額 32,289,968 円、収入済額、同額の決算となっております。項 1 道負担金、目 1 介護給付費負担金は、介護給付費に対する道のルール分の負担で、節 1 現年度分で 29,230,754 円、節 2 過年度分で 1,761,369 円の収入済額です。項 2 道補助金は、調定額 1,297,845 円、収入済額は同額であります。目 1 地域支援事業交付金（介護予防事業）は、介護予防事業の実施に係る交付金で 246,691 円の収入済額です。目 2 地域支援事業交付金（包括的支援事業任意事業）は、家族介護、移送サービス、シルバーハウジングの管理事業に係る交付金で 1,051,154 円の収入済額です。

款 6 財産収入は、予算現額 8 千円、調定額 7,969 円、収入済額、同額の決算となっております。介護保険事業基金積立金の預金利子でございます。

款 7 繰入金は、予算現額 43,700 千円、調定額 41,494,442 円、収入済額、同額の決算となっております。項 1 一般会計繰入金、目 1 介護給付費繰入金は、介護給付費に係る一般会計からのルール分の繰入で 29,928,311 円の収入済額です。185 ページ、186 ページをお開き下さい。目 2 地域支援事業繰入金、介護予防事業は、収入済額 211,854 円、目 3 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）は、収入済額 1,051,155 円で、それぞれ国及び道の補助事業に伴い、村負担のルール分を繰入れているものでございます。目 4 その他一般会計繰入金は、収入済額 6,833,122 円で、事

務費分と地域支援事業の不足分を繰入れしております。項 2 他会計繰入金、目 1 介護保険事業サービス事業勘定繰入金、収入済額 656 千円は、介護保険事業サービス事業勘定の剰余金を繰入れたものであります。項 3 基金繰入金、目 1 基金繰入金は、収入済額 2,814 千円で、財政調整のための繰入金です。

款 8 繰越金は、予算現額 378 千円、調定額 378,598 円、収入済額、同額の決算です。これは前年度からの繰越金であります。

款 9 諸収入は、予算現額 346 千円、調定額 365,609 円、収入済額同額の決算でございます。これは介護予防事業の参加料の収入が主なものであります。

以上で、歳入の補足説明を終わらせていただきます。

続いて、歳出の補足説明をいたします。187 ページ、188 ページをお開き下さい。

款 1 総務費は、予算現額 4,807 千円、支出済額 4,602,589 円、不用額 204,411 円の決算です。この会計における経常的な一般事務費、賦課徴収費、認定審査会経費及び共同設置の負担金等の経費であります。

款 2 保険給付費は、予算現額 258,173 千円、支出済額 239,448,092 円、不用額 18,724,908 円の決算です。この不用額につきましては、項 1 介護サービス等諸費、目 1 介護サービス等諸費での不用額 10,652,209 円、189 ページ、190 ページをお開き下さい。項 2 介護サービス等諸費、目 1 介護サービス等諸費の不用額 2,947,695 円、項 3 高額介護サービス費、目 1 高額介護サービス費への不用額 764,784 円、項 4 高額介護医療合算介護サービス費、目 1 高額介護医療合算介護サービス費では、予算執行がなかったため、予算額と同額の不用額 500 千円、項 5 特定入所者介護サービス等費、目 1 特定入所者介護サービス費では、不用額 3,860,220 円となっております。居宅及び施設での介護給付、地域密着型居宅施設の介護サービス等の法定給付に充てられておりますが、要介護認定を受けた方が減少したこと、在宅のサービス利用者が減少したことなどにより、また施設利用者の増加が推計より少なかったことなどから、個々のサービスの給付における執行残となっております。

款 3 地域支援事業費は、予算額 10,191 千円、支出済額 9,861,553 円、不用額 329,447 円の決算でございます。191 ページ、192 ページにわたりますが、この事業は 65 歳以上の高齢者に対する介護予防事業の他、任意事業として生活援助員の配置を実施しているものであります。

款 4 基金積立金は、予算現額 6,004 千円、支出済額 3,372,568 円、不用額 2,631,432 円の決算でございます。前年度の剰余金、基金積立金の利子を積立てしております。なお、不用額につきましては、歳入の国庫支出金において 886 千円、支払基金交付金において 1,897 千円、道支出金において 1,988 千円が翌年度の精算となるため、歳計現金との見合いにより、執行残となっております。

款 5 諸支出金は、予算額 301 千円、支出済額 300,090 円、不用額 910 円の決算でございます。項 1 過年度過誤納還付金、目 1 過年度過誤納還付金も同額でございます。前年度分の介護給付費等の精算による還付金を支出しております。

款 6 予備費は、予算現額 1,000 千円で、充用支出はありませんでしたので、全額が不用額となりました。

以上で、歳出の補足説明を終わります。

次に 193 ページをお開き下さい。

実質収支に関する調書でございます。

1 歳入総額 257,683,661 円、2 歳出総額 257,584,892 円、3 歳入歳出差引額 98,769 円、4 翌年度へ繰越すべき財源はございませんでしたので、実質収支額も同額の 98,769 円となっております。

以上で介護保険事業特別会計事業勘定決算の補足説明とさせていただきます。

次にサービス事業勘定の補足説明をいたします。歳入からご説明いたします。196 ページ、197 ページをお開き下さい。

款 1 サービス収入は、予算現額 1,624 千円、調定額 1,579,120 円、収入済額は同額でございます。

項 1 予防給付費収入、目 1 新予防計画策定費収入も同額でございます。包括支援センターが、介護予防支援事業所の指定を受け、新予防計画策定費として介護報酬を収入しているものでございます。

款 2 繰入金は、予算現額がございません。本会計の収支におきまして、財源不足を生じませんでしたので、事業勘定からの繰入れはございませんでした。

款 3 繰越金は、予算現額 270 千円、収入済額 270,488 円、収入済額同額でございます。これは前年度からの繰越金であります。

款 4 諸収入は、予算現額 1 千円で、収入実績はありませんでした。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます

続きまして歳出について説明いたします。198 ページ、199 ページをお開き下さい。

款 1 サービス事業費は、予算現額 1,239 千円、支出済額 1,185,631 円、不用額 53,369 円の決算となっております。項 1 居宅支援サービス事業費、目 1 居宅支援サービス事業費につきましては、この会計における経常的な一般事務経費等の支出でございます。目 2 新予防計画策定事業費につきましては、要支援 1、2 の高齢者を対象にした予防計画の策定経費を支出しております。

款 2 繰出金は、予算現額 656 千円、支出済額、不用額も同額の決算となっております。この会計の剰余金を、事業勘定へ繰り出しております。

以上で、歳出の補足説明を終わります。次に 200 ページをお開き下さい。実質収支に関する調書でございます。

		1 歳入総額 1,849,608 円、2 歳出総額 1,841,631 円、3 歳入歳出差引額 7,977 円、翌年度へ繰越すべき財源はございませんでしたので、同額の 7,977 円が実質収支額となるものであります。 以上で、介護保険事業特別会計サービス事業勘定決算の補足説明とさせていただきます。
議	長	説明が終わりました。 質疑の発言を許します。 ありませんか。 (ありませんの声あり)
議	長	以上で、介護保険事業特別会計の質疑を終了いたします。
議	長	次に、203 ページから、簡易水道事業特別会計について、歳入歳出を一括して質疑に入ります。 補足説明を求めます。 佐藤建設水道長
建設水道課長		平成 25 年度簡易水道事業特別会計の決算について補足説明させていただきます。それでは歳入から説明させていただきます。決算書 203, 204 ページをお開き願います。 款 1 分担金及び負担金は、予算現額 397 千円、収入済額 418 千円となっております。給水工事の負担金です。 款 2 使用料及び手数料は、予算現額 40,775 千円、収入済額 40,394,200 円で、収入未済額は 408,470 円となっております。項 1 使用料、目 1 水道使用料で、収入未済額は同額となっています。内容は、現年度分 34 件 264 千円、過年度分 7 件 144,470 円で、8 月 20 日現在で 141,050 円を徴収し、残り 267,420 円が収入未済額となっておりますが、引き続き収納に努めております。 款 3 繰入金、予算現額 3,529 千円で、収入済額 3,280 千円です。説明を省略させていただきます。 款 4 繰越金、予算現額 135 千円、収入済額 135,157 円です。説明を省略させていただきます。 款 5 諸収入、予算現額 2 千円で、収入済額はございませんでした。 以上で歳入の説明を終わらせていただきます。 次に歳出を説明させていただきます。207 ページ、208 ページをお開き願います。 款 1 水道経営費、予算現額 35,215 千円、支出済額 34,612,376 円、不用額 602,620 円となっています。項 1 水道経営費、目 1 水道管理費の主な事業は、備考欄(1)水道施設維持管理費の節 15 工事請負費、節 18 備品購入費は 8 年で交換しますメーターの取替え経費です。節 19 負担金補助及び交付金は、中札内共同施設維持管理経費となっています。(4)水道施設整備事業で、節 15 工事請負費は、調剤薬局給水管敷設工事となっています。不用額の主なものは、節 11 需用費 172,434 円で、備考欄(1)水道施設維持

		管理経費の水道施設修繕費の執行残で、節 19 負担金補助及び交付金 293,731 円は、同じく(1)水道施設維持管理経費の中札内村共同管理負担金で水道施設の修繕費の執行残によるものです。次に 209 ページ、210 ページをお開き願います。目 2 受水費は、十勝中部広域水道企業団からの受水に対する負担金でございます。 款 2 公債費、予算現額 9,523 千円、支出済額 9,522,088 円です。説明は省略させていただきます。 款 3 予備費、予算現額 100 千円、不用額は同額となっております。 211 ページをお開き下さい。 実質収支に関する調書で、1 歳入総額 44,267,357 円、2 歳出総額 44,134,464 円、3 歳入歳出差引額 132,893 円で、5 も実質収支額も同額の 132,893 円となっております。 以上で、補足説明を終わらせていただきます。
議	長	説明が終わりました。 質疑の発言を許します。 ありませんか。 (ありませんの声あり)
議	長	以上で、簡易水道事業特別会計の質疑を終了いたします。
議	長	次に、214 ページから、公共下水道事業特別会計について、歳入歳出を一括して質疑に入ります。 補足説明を求めます。 佐藤建設水道課長
建設水道課長		それでは、平成 25 年度公共下水道事業特別会計の決算について補足説明をさせていただきます。 それでは歳入から説明させていただきますので、決算書 214、215 ページをお開き願います。 款 1 分担金及び負担金、予算現額 2,070 千円、収入済額 2,000,400 円となっております。説明は省略させていただきます。 款 2 使用料及び手数料、予算現額 42,988 千円、収入済額 42,692 千円で、収入未済額は 322,820 円となっております。項 1 使用料、目 1 下水道使用料で収入未済額は 211,070 円で、内容は、現年度分 31 件 168,600 円、過年度分 6 件 42,470 円で、8 月 20 日現在で 88,200 円を徴収し、残り 121,870 円が収入未済額となり、引き続き収納に努めております。目 2 農業集落排水施設使用料の収入未済額は 23,850 円で、内容は現年度分 2 件 9,900 円、過年度分 2 件 13,950 円で、8 月 20 日現在で 14,400 円を徴収し、残り 9,450 円が収入未済額となっておりますが、引き続き収納に努めております。目 3 個別排水処理施設使用料の収入未済額は 87,900 円で、内容は、現年度分 1 件 61,200 円、過年度分 1 件 26,700 円で、8 月 20 日現在で、36,900 円を徴収し、残り 51 千円が収入未済額となっております。引き続き収納に努めてございます。

款 3 繰入金、予算現額 94,244 千円、収入済額 90,204 千円です。説明は省略させていただきます。続きまして、216 ページ、217 ページをお開き下さい。

款 4 繰越金、予算現額 124 千円、収入済額 124,793 円です。説明は省略させていただきます。

款 5 諸収入、予算現額 542 千円、収入済額 540,110 円で、主なものは項 2 貸付金元利収入、目 1 水洗便所改造等資金預託金元利収入で、内容は 60 万円を上限に金融機関から個人が借り入れるため、3 分の 1 の預託金で年度末に精算するものです。

款 6 村債、予算現額 12,700 千円、収入済額 12,700 千円で、特定環境保全公共下水道事業と、個別排水処理施設整備事業分です。

以上で歳入を終わらせていただきます。

続きまして歳出に入らせていただきます。218 ページ、219 ページをお開き下さい。

款 1 総務費、予算現額 59,298 千円、支出済額 55,158,900 円、不用額 4,139,100 円となっています。主な不用額は項 2 施設管理費、目 1 下水道施設管理費で、節 11 需用費の 2,561,129 円は、公共污水枡の修繕費及び浄化センター施設の修繕費の執行残で、節 12 役務費の 175,560 円は、浄化センター施設の汚泥処理費の執行残で、節 16 原材料費の 200 千円は、補修用資材を購入しなかったことによるものです。目 2 農業集落排水施設管理費で、節 11 需用費の 717,899 円は 221 ページ、備考欄、11 需用費で公共枡の修繕費及び処理場修繕費の執行残によるものでございます。

220 と 221 ページにうつります。目 3 個別排水施設管理費で、節 11 需用費の 422,850 円は浸透枡の修繕費の執行残でございます。

続きまして、款 2 事業費、予算現額 26,309 千円、支出済額 26,025,047 円、不用額 283,953 円となっています。主な事業は、221 ページ備考欄の (1) 下水道施設整備事業の委託料で、事業内容は浄化センター電気設備長寿命化計画更新設計を実施しています。項 3 個別排水処理施設整備費、目 1 個別排水処理施設整備費については、8 基の整備を行っております。

222、223 ページをお開き下さい。

款 3 公債費、予算現額 68,730 千円、支出済額 68,728,201 円、不用額 1,799 円で、長期債償還元金と長期債償還利子でございます。平成 25 年度で 81 本あり、平成 21 年度が償還のピークでありました。

款 4 予備費、予算現額 100 千円、不用額は同額となっております。

224 ページをお開き下さい。

実質収支に関する調書で、1 歳入総額 150,041,053 円、2 歳出総額 149,912,148 円、3 歳入歳出差引額 128,905 円で、5 の実質収支額も同額の 128,905 円となっております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

説明が終わりました。

議 長

		質疑の発言を許します。
		6 番堂場さん
6 番堂場議員		ちょっと早くて、説明があれなんです、歳入の方の款がどっか抜けるか、順番違ってるとみえて、我々に配られてるこれからいくと、款 7 が村債なんだけど、説明は款 6、こう私は聞こえたんですが、款 4 が飛んでるんじゃない。いやいいんだよ、ちゃんと言いましたっていうんなら。
議 長		佐藤建設水道課長
建設水道課長		失礼いたしました。あの、款の読み間違えでございました。款、ですね、3 ではなくて、4 が正解でございます。
議 長		ちょっと暫時休憩します。(14 時 53 分)
		それでは休憩前に引続き、会議を開きます。(15 時 00 分)
		佐藤建設水道課長
建設水道課長		大変失礼いたしました。款 3 の国庫支出金の説明が抜けておりました。ちょっと今説明させていただきます。
		予算現額 1,779 千円、支出済額が 1,779,750 円です。下水、目 1 の下水道事業国庫補助金で、備考欄の特定環境保全公共下水道事業費ということで、先ほど言いました下水道電気設備の設計委託に関するものの補助でございます。
		以上で、説明を終わらせていただきます。
議 長		他にありませんか。
		(ありませんの声あり)
議 長		以上で、公共下水道事業特別会計の質疑を終了いたします。
議 長		各特別会計の歳入歳出決算について質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言もれがあれば受けたまわりたいと思います。
		発言にあたりましては、ページ、会計ごと、項目、事業等を明らかにしていただきたいと思います。
		質疑の発言を許します。
		1 番高木さん
1 番高木議員		決算全般に対してということで、ちょっとページ数はありませんが、収入未済額ということで、これはなかなかまだ減らない部分で、今鋭意努力されているということなんです、去年の 12 月に村税等の特別滞納者条例の改正が行われました。そして 2 月から施行されているんですけど、そういうような形で進んできているんですが、多分この場では個人情報等の関係等もありまして、はっきりとは発言というか返答はいただけないとは思いますが、委員会等の開催をもうしたのか、サービス等の停止等もそういう事例はあるのか、という部分で、もし話せる部分がもしあれば、教えていただければなあと思います。それによっては、収入未済額の収納という部分では、プラスになっていくと思いますんで、その辺だけちょっと知らせて願えたらなと思います。
議 長		荻原住民生活課長

住民生活課長		特定滞納者のサービス停止の関係でございますけれども、審査会につきましては、今年8月の19日に開催してございます。審査会を開催する前に該当者に対しまして予告通知をしております。予告通知をした者につきましては、16名の方に予告通知をしております。16名の方に予告通知をいたしまして、そのうち9名の方から、弁明の弁明書をいただいております。
		その弁明書の中身なんですけれども、非常にあの、納税誓約に近い形の弁明になっております。この条例の本来の目的が、納税の促進を図るということで、サービスの停止をすることが目的じゃないものですから、そういう意味でいきますと、非常に効果的な内容であったのかなというふうに思っております。それで、質問の内容なんですけれども、この16名のうち、弁明書を精査いたしまして、7名の方について審査を行いました。その7名の方の審査のうち、1名についてはさらに追加調査が必要だということで、現在調査中でございます。残りの6名につきましては、特定滞納者の認定ということで、認定通知、発送してございます。この6名の方の認定したものの滞納額の総額でございますけれども、合計が784,100円の総額ということになっております。
議	長	以上で回答を終わります。
		他にありませんか。
		(ありませんの声あり)
議	長	以上で各特別会計の歳入歳出決算の質疑を終了いたします。
		続いて225ページ、財産に関する調書に入ります。
		補足説明を求めます。
		吉本総務課長
総務課長		財産に関する調書につきまして、補足説明させていただきます。
		225ページになります。
		1 土地の部でございます。(1)行政財産では年度末現在高14,335,476㎡で、前年度比較37,302㎡の増となっております。その他の行政機関、消防施設45㎡の減は、用途を廃止し、普通財産その他へ移動したものでございます。山林(保安林)7,543㎡の減は、用途を廃止し、河川改修のための用地として売却により7,893㎡の減と、分筆による地積錯誤で350㎡増となったものでございます。その他44,890㎡の増は、明渠排水用地として、普通財産田畑から33,972㎡、普通財産山林から911㎡、普通財産宅地から290㎡、その他から358㎡、それから道営事業に係る用地が北海道から譲渡されまして、その土地6,274㎡、明渠排水用地として財務省から所有権移転されたもので2,717㎡、それぞれ増となるものが主なものでございます。
		(2)普通財産でございますが、年度末現在高2,569,336㎡で、前年度比較114,202㎡の減となっております。宅地4,286㎡の減は、セオイの里3区画、コムニ団地3区画の売却により3,996㎡の減、明渠排水用地として

行政財産その他へ 290 m²移動したものでございます。田畑 33,972 m²と山林 911 m²の減は、明渠排水用地として、行政財産その他へ移動したものでございます。その他 75,033 m²の減は、太陽光発電施設用地として、41,869 m²、原野、雑種地を隣接地権者に 37,025 m²売却により減となり、旧開発南部事業所敷地 5,324 m²購入による増が主なものでございます。

(2)の1山林は、立木の推定蓄積量は 3,250 m³減の 235,665 m³となっております。過去に暴風雨等の被害を受けた山林につきまして、北海道が実施した治山事業による復旧箇所を調査してもらい、植え替えた林齢 10 年未満を除外したことにより、蓄積量が減となったものでございます。

226、227 ページをお開き下さい。

2 建物の部、木造欄、行政財産、公共用財産、公営住宅 704 m²の増は、若葉団地 3 棟 9 戸を建替えにより取得し、その他の施設 99 m²の増は、運動広場管理棟を建設取得したものでございます。

普通財産、木造 524 m²の増は、昨年度に購入した住宅の取り壊しで 130 m²の減、旧開発南部事業所の事務所、宿舍、倉庫を取得したことにより、654 m²の増となっております。227 ページになります。非木造では、中段の公営住宅 797 m²の減は、若葉団地 4 棟 16 戸と物置き 8 棟を取り壊したことによるものでございます。その他の施設 8 m²は、水道施設の取得によるものでございます。普通財産 218 m²の増は、旧開発南部事業所の車庫及び書庫を取得したものでございます。木造と非木造合計 756 m²の増で、決算年度末現在高 73,868 m²となるものでございます。

228 ページ、229 ページをお開き下さい。

3 基金につきましては、229 ページの集計欄(1)土地開発基金、一般会計 9 基金及び特別会計 2 基金、総計で 5,331,819,810 円の残高となっております。なおそれぞれの基金の 3 列目、決算年度中増減高の欄は平成 25 年 4 月から 5 月の右から 2 列目、債権または債務の欄は平成 26 年 4 月から 5 月の、それぞれ出納整理期間中に取り崩した額、利子の積立分及び積増し分を記載しております。前年度比較で 275,236,578 円の増となりました。なお、各基金の詳細につきましては、別紙の平成 25 年度基金管理運用状況調も提出させていただいておりますので、ご参照願います。230、231 ページをお開き下さい。

4 有価証券の増減はありません。

5 出資による権利では、出資金で十勝中部広域水道企業団で 2,507 千円は、事業実施に伴う償還分を出資したことによる増となっております。この決算書 80 ページの簡易水道費の出資金と一致いたします。出捐金の増減はありません。決算年度末現在高 211,032,536 円となっております。

6 その他で、北海道備荒資金組合納付金状況は、普通納付金 6,229,641 円には、新規納付分 5,000 千円を含んでおります。超過納付金 303,561,361 円には、新規納付分 300,000 千円を含んでおります。決算年度末現在高 872,559,260 円となっております。232 ページをお開き下さい。

		7 物品では、土木機械で除雪機 1 台購入による増、車輛で、貸付車輛 3 台減となっております。雑機械及び機器で木製書架 7 台、食品庫スチール棚 1 台、ラインプリンター 1 台、トレーニング機器 1 台で、10 台の増となっております。工作物で真空調理用湯煎器 1 台の増で、合計 9 台の増となっております。 8 無体財産権は異動がございません。著作権 11 につきましては、北海道電子自治体共同開発協議会の共同システム開発プログラム一式でございます。 以上で、説明を終了させていただきます。 説明が終わりました。 質疑の発言を許します。 ありませんか。 7 番本多さん 7 番本多議員 基金の積上げの件なんですけれども、今現在高は 1 年分の一般会計の総額に匹敵する以上の積上げになってる訳ですけども、これは今後の健全な財政運営のために必要だっていうふうに思っているんですが、この額がどの程度の目標にされているのか、それとも積上げできるときにはどんどん積んでいこうという考えでおられるのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。
議 村	長 長	岡出村長 ここ数年ですね、交付税等の確保によりまして、基金の積増しをしてきたところでありまして、できたところでありまして。ご承知のようにですね、今年は前年度よりも 2 億円ほど交付税が減少となりましてですね、この傾向はですね、今後続くものだと思っているところでありまして。その中で、今後 T P P の問題あります。既存の産業をどう守っていくのか、また新たな産業の創出のための対策をどうしていくのか、そういう財源が必要になってくると思いますし、少子化、定住化これの今回のご審議の中でもですね、この新たな対策が必要でないかというご意見もいただいたところでありまして、私共新たな対策を模索していかなければならない。また、少子高齢化の中で、現代の住民の福祉維持のためにどうしていくのか、その財源をどうするのか、これはきちっと把握をしていかなければなりません。そういったこと等ですね、今度精査をしながらですね、基金の有効活用を図っていかなければならない。私は、今回がほぼ限界に近づいているんじゃないかと思ってるんですね、積立の。これからはやはり取り崩しをしてですね、産業の育成、住民の安心安全の暮らしを守っていく、という方向にいくんだろうなという感じをいたしているところでありまして。従ってですね、これからはこれ全部取り崩す計画をもっては、なかなか財政の安定化、安全化という視点からいくとですね、問題があるわけでありましてので、やはりある程度の目標をもってですね、取り崩しながら村の振興発展に使っていききたいなと、そのように思っているところでありまして。

議長
7 番本多議員

7 番本多さん

今、村長の答弁でいきますと、目標は特にないようですけども、これからの健全化のために使っていくというお話でもございますが、これまでです、更別村ではパークゴルフ場の料金だとか、いろいろ使用料も住民から取ったりして、運営しておりますよね。皆さん税金払っている上に、そういう使用料とって。そういった住民サービス、低下とまではいきませんけども、そういったような形で住民の負担をいただいた中で、こうやって基金が増えていくっていうのは、やっぱり住民にとっても不安、不満っていうか、村としてはお金は持ってるけど、住民はこんだけ負担をしてるんでないかという考えの方もおられると思います。そういった中で、今後そういった形で取り崩しもしながら、増えていくかどうかはわかりませんが、そういうふうにするのであれば、納得いくのかなというふうに思いますが、その辺について、その住民のこれまでの使用料等、とってますよね、そういったとこのことについて、お伺いしたいと思います。

議長
村長

岡出村長

第3次の行革の中でですね、住民の方に使用料等のご負担をお願い申し上げて、現在までご協力をいただいているところであります。そうしたことからですね、これは前回パークゴルフ場の利用料金については、見直しをさせていただいたところでありますけども、私共、利用するものとされないものとの、やはり公平さからですね、ある程度のご負担はこれからもお願いしていかなければならないと思っておりますけども、住民が利用しやすいような料金体系、そういうものをやはり常に見直していかなければならないな、と思っているところであります。料金を取って、全然利用されないのではですね、公共で整備されたものが生かされない、ということになってきますので、その辺は検証しながらですね、やっていきたいなと思っているところであります。いずれにしても、冒頭のご挨拶の中でも申し上げましたけれども、アベノミクスで投資分については景気が回復しているようでありまして、地方においては皆さん方の所得、一般的に下がっているという実態でございますので、そういう村民の暮らしの実態を、私共きちんと捉えてですね、これから村政運営をしていかなければならないなと思っているところであります。また、色んな角度からですね、ご指導等いただければありがたいと思っております。

議長

以上で、財産に関する調書の質疑を終了いたします。

これから、認定第1号、平成25年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長

これで討論を終わります。

これから、本件について採決を行います。

認定第1号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

議	長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 したがって、認定第 1 号については認定することに決定しました。 次に、認定第 2 号、平成 25 年度更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから、本件について採決を行います。 認定第 2 号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、認定第 2 号については認定することに決定しました。 次に、認定第 3 号、平成 25 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから、本件について採決を行います。 認定第 3 号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、認定第 3 号については認定することに決定しました。 次に、認定第 4 号、平成 25 年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから、本件について採決を行います。 認定第 4 号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、認定第 4 号については認定することに決定しました。 次に、認定第 5 号、平成 25 年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから、本件について採決を行います。 認定第 5 号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

議	長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 したがって、認定第 5 号については認定することに決定しました。 次に、認定第 6 号、平成 25 年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから、本件について採決を行います。 認定第 6 号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、認定第 6 号については認定することに決定しました。 おはかりいたします。 議事の都合により 9 月 12 日から 9 月 17 日までの 6 日間、休会いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、9 月 12 日から 9 月 17 日までの 6 日間、休会することに決定しました。 以上で本日の日程は全部終了いたしました。 本日は、これをもって、散会いたします。

(15 時 25 分)